

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

一 道路の種類 県道

二 路線名 鴻巣桶川さいたま線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	北本市本宿七丁目三番三地先から同 市本宿七丁目七三番一地先まで	区 間
一六・〇〇〓三八・六八	一六・〇〇〓一六・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	六二・一〇	延 長 (メートル)
路予定区域の一部変更である。	平成二十一年十二月二十五日付け埼玉県北本 県土整備事務所長告示第十九号で告示した道	備 考